

三条地域水道用水供給企業団 障がい者活躍推進計画

機関名	三条地域水道用水供給企業団
任命権者	企業長
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日(5年間)
三条地域水道用水供給企業団における障がい者雇用に関する課題	<p>三条地域水道用水供給企業団においては、職員総数が14人程度の小規模な機関であり、これまで障がい者に限定した募集・採用は行っていない。</p> <p>また、「安全な水道水の供給」という基本方針の上で、一定のスキルを持った職員が責任をもって職務に当たってきたところであり、障がい者を雇用するという体制整備は行ってこなかった。</p>
目標	
①採用に関する目標	<p>○障がい者に限定した募集は行わないが、障がい者を排除しない形で職員の募集を行う。</p> <p>(評価方法)障がい者雇用推進者である庶務次長が、募集要領等を確認し、事務局長に報告する。</p>
②定着に関する目標	○なし
取組内容	
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備	○障がい者雇用推進者として庶務次長を選任する。
2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○在職する職員が身体障害等により従来の業務遂行が困難となった場合は、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○障がい者である職員に対しては随時、面談を行い、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。
4. その他	○障がい者の活躍の場の拡大を推進するため、国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障がい者就労施設等への物品等の発注を検討する。